

特別養護老人ホーム三室園重要事項説明書（令和7年4月1日改正）

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な介護老人福祉施設サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の概要

施設名	特別養護老人ホーム三室園
指定番号	介護老人福祉施設（奈良県 第 2971500042 号）
所在地	奈良県生駒郡三郷町信貴南畑1丁目1番1号
電話番号	0745-72-2121
FAX番号	0745-32-5107

(1) 施設の職員体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
施設長	業務の一元的な管理	1名（常勤 1名）
施設長補佐	業務の一元的な管理	1名（常勤 1名）
事務員	経理・事務一般	1名（常勤 1名）
医師	健康管理及び療養上の指導	1名（非常勤 1名）
生活相談員	生活相談及び助言	1名（常勤 1名）
介護支援 専門員	施設サービス計画書作成等	1名（常勤 1名）
介護職員	介護業務	16名（常勤 16名）
看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック 及び指導、保健衛生管理	3名（常勤 3名）
管理栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名（常勤 1名）

(2) 設備の概要

定員 50名

- 居室 13室
 - 4人部屋 12室
 - 2人部屋 1室

利用者の居室は、ベッド・常夜灯・整理棚等を備品として備えます。

- 食堂 1室
- 浴室 2室

浴室には利用者が使用しやすいよう、チェア浴槽と要介護者のためのストレッチャー浴槽を設けます。

- 洗面所及び便所 3室

必要に応じて各階に洗面所や便所を設けます。

- 機能訓練室 1室

利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具を備えます。

- 医務室 1室

利用者の診療・治療のために規定する診療所を設け、利用者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えます。

- 静養室 1室

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

① 食 事

栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。

(食事時間)

朝 食 7 : 30より

昼 食 12 : 00より

夕 食 17 : 00より

② 介 護

施設サービス計画に沿って下記の介護をおこないます。

食事等の介助、口腔衛生の支援、着替えの介助、排泄介助、オムツ交換、体位変換、施設内外の移動の付添、相談等の精神的ケア、日常生活上のお世話

③ 入 浴

週に2回入浴していただきます。しかし、状態によっては特別浴又は清拭となる場合がございます。

④ 機能訓練

機能訓練室にて利用者の状態に応じて機能訓練のお手伝いをいたします。

⑤ 理美容サービス

当施設では概ね1ヶ月に1度理容サービスを実施しています。(料金は別途必要です。)

⑥ 健康管理

年間2回健康診断をおこないます。また、毎週水曜日に嘱託医師による診察や健康相談サービスを受けることができます。

⑦ レクリエーション

当施設では、年間2回(春の家族交流会・秋の敬老会)大きな行事をおこなっています。また、季節に応じて行事をおこないます。その他ぬり絵・ちぎり絵・ボール遊び・トリム体操・カラオケ・輪投げ等のレクリエーションもおこなっています。

⑧ 行政手続き代行

行政手続きの代行を施設にて受け付けます。

⑨ 日常費用支払い代行

日常生活にかかる諸費用に関する支払い代金を申し込むことができます。サービスご利用に際しましては別途「日常費用支払い代行等委任」の申込が必要となります。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 介護報酬告示額

① 基本料金

介護区分	1日あたりの負担
要介護 1	589単位
要介護 2	659単位
要介護 3	732単位
要介護 4	802単位
要介護 5	871単位

※ 1単位10.14円

② 加算料金等

項目	単位数等
初期加算	1日につき 30単位 ※入所後30日間に限り30単位割増しとなります。 また、30日を越える医療機関への入院後再び入所した場合も初期加算がかかります。
安全対策体制加算	入所時1回限り 20単位
看護体制加算	1日につき 6単位
サービス提供体制強化加算	1日につき 22単位
科学的介護推進体制加算	1月につき 50単位
栄養マネジメント強化加算	1日につき 11単位
外泊時加算	1日につき 246単位 ※入所期間中に外泊及び入院の場合初日及び最終日を除いた費用（1月に6日を限度） ※この期間については、利用者様のベッドを確保させていたおいておりますので居住費も加算させていただきます。

(2) その他の費用

① 居住費及び食費

項目	金額
居住費（多床室）	1日あたり 915円
食費	1日あたり 1,445円

※ 介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費の額となります。

② 運営基準（厚生労働省令）で定められた「その他の費用」（全額、自己負担）

項目	金額
金銭管理手数料	月額 500円 ※施設が利用者・家族に代わり現金や金融機関の預貯金通帳等の管理・出入金の代行を行います。また、3ヶ月に1回利用者・家族に管理状況をお知らせします。 また、利用者の年金を園で管理させていただく場合もあります。
レクリエーション費	月額 500円 ※余暇活動の充実を図るため。 (例) 創作活動や音楽活動等の材料費
理美容代	1回 1,500円
おやつ代	日額 70円
日常生活品費	日額 100円 ※歯ブラシ・歯磨き粉・おしぼり・シャンプー・石鹸等
個人使用の電化製品等の電気使用料	日額 70円（電化製品1台につき） ※テレビ・電気毛布・電気こたつ等
入院時洗濯管理（希望者）	1回 500円
送迎費（七ヶ町以外）	1回(片道) 500円 ※施設のサービス提供地域以外への送迎 (七ヶ町以外への病院受診等)
送迎費（七ヶ町以内）	1回(片道) 300円 ※施設のサービス提供地域への送迎 (七ヶ町以内への病院受診等)
利用者入院時等に要した経費	実費 ※夜間救急車にて病院搬送時の付き添い職員帰路交通費、駐車場代等
外泊・外出支援としての送迎（七ヶ町内）	1回（片道） 500円
介護用品	普通型の車椅子や標準の介護用品は施設で準備させていただきますが、特殊な車椅子や日常生活に関する介護用品については個人購入をお願いします。 (あらかじめ家族にはご相談させていただきます。)

※ 2の運営基準で定められた「その他の費用」について、預貯金管理手数料・レクリエーション費は月割りとなっており、月途中の入院・退院・入所・退所についても一律同額とさせていただきます。また、理美容代・送迎費については、実質利用、日常生活品費・電気使用料については、日割り計算とさせていただきます。医療費については、医師より薬の処方を受けておられる方は別途必要となります。

5. 施設利用にあたっての留意事項

(1) 住所変更

施設に入所いただく方は原則として住所を施設に移していただきます。

(2) 面 会 (午前9時～午後5時45分)

自由におこなうことができますが、ペットご同伴の面会をご遠慮下さい。

ご面会時は事務所窓口にある面会簿にご記入下さい。

(3) 外 出

ご家族の付添いがあれば外出できます。事前にお知らせ下さい。

(4) 外 泊

利用者は、事業者の同意を得たうえで外泊することができます。外泊開始までに事業者にお知らせ下さい。

(5) 飲 酒

飲酒については、原則としてできません。

(6) 面会時の差し入れ

面会時の差し入れについては、生物の持ち込みをご遠慮下さい。また、差し入れ時には必ず介護士や栄養士にご相談下さい。

(7) 喫 煙

喫煙については、原則としてできませんが喫煙される方は場所を指定させていただきます。

(8) 設備・器具の利用

本来の利用法にしたがって下さい。

(9) 宗教活動

利用者ご本人の信仰については、規定はございませんが、他の利用者に対する宗教活動は禁止させていただきます。

(10) 金銭・貴重品の管理等

原則として居室には金銭・貴重品の持ち込みはできません。ただし、利用者が自分で管理できる場合は職員にご相談下さい。

(11) その他

従業者や施設に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。

6. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム三室園 消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	西和消防署と三郷町消防団と非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方にも参加して実施しています。			
防災設備	設備名称	有・無	設備名称	有・無
	スプリンクラー	有	防火扉	有
	非常階段	有	屋内消火栓	有
	自動火災報知器	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有	漏電火災報知器	有
	ガス漏れ報知器	有	非常用電源	有
	カーテン、布製ブラインド等は防火性能のあるものを使用しています。			
防火管理者	特別養護老人ホーム三室園 施設長			

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故の際にとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

- (1) 事業者及びその従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者にもりません。この義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者及びその従事者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議において利用者の個人情報を用いませぬ。利用者の家族の個人情報も同様です。また、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物は、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際も第三者への漏洩を防止するものとする。

10. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族への十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

11. 相談・要望・苦情等の窓口

当事業所の提供しているサービスに関する相談・要望・苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所の窓口 三 室 園	電話番号 0745-72-2121 FAX番号 0745-32-5107
市町村の窓口 三郷町役場	所在地 奈良県生駒郡三郷町勢野西1-1-1 電話番号 0745-73-2101 (長寿福祉課)
公的団体の窓口 県国保連合会	所在地 橿原市大久保町302-1 (県市町村会館内) 電話番号 0120-21-6899 (介護サービス苦情相談受付窓口)

12. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

名称	住所	電話番号
恵王病院	奈良県北葛城郡王寺町 王寺2丁目10-18	0745-72-3101
奈良友誼会病院	奈良県北葛城郡上牧町服部台 5-2-1	0745-78-3588

※ 他の病院がご希望の場合は予め希望病院をお知らせください。緊急時にはまず第1に受入の確認をさせていただきます。

13. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者に故意又は、過失が認められた場合には利用者の置かれた心身の状況等を考慮して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

14. 虐待防止の為の措置について

当施設では虐待防止のための指針を整備し、虐待防止の為の対策を定期的に検討していきます。また、担当者を置き、研修等を通じて職員に周知徹底を図ることで、利用者の人権を擁護します。

15. 第三者評価実施の有無について

当施設では、提供するサービスの第三者評価の実施は行っておりません。